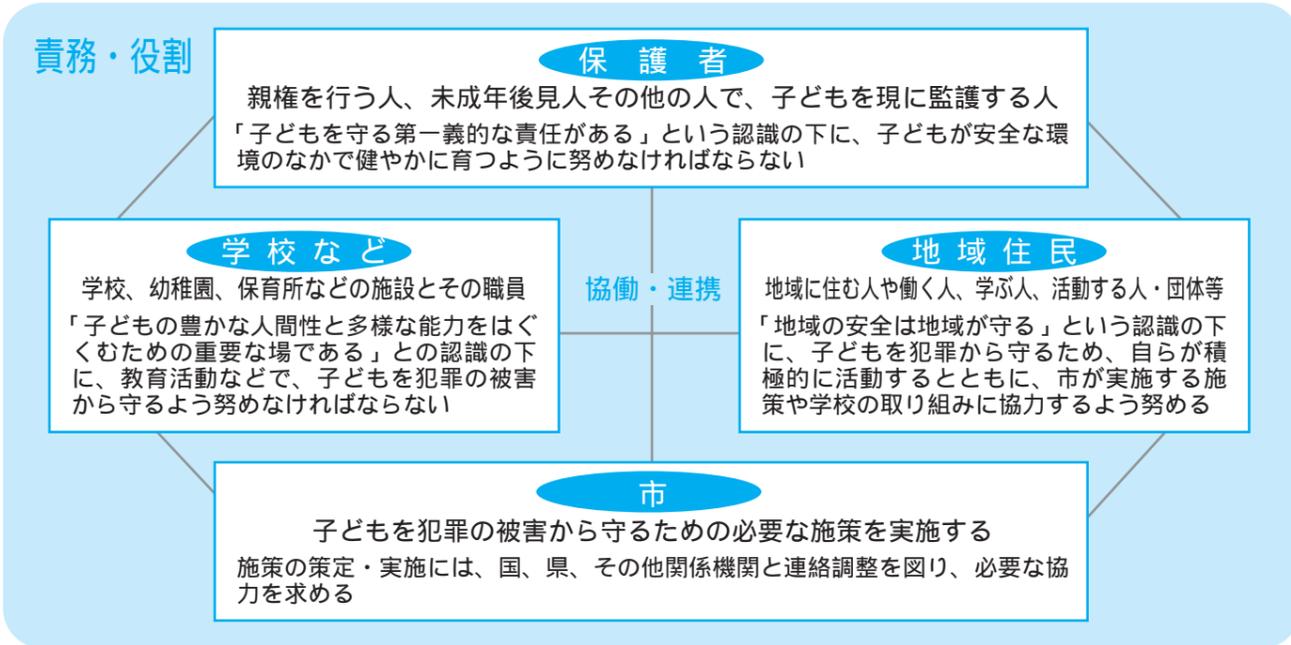


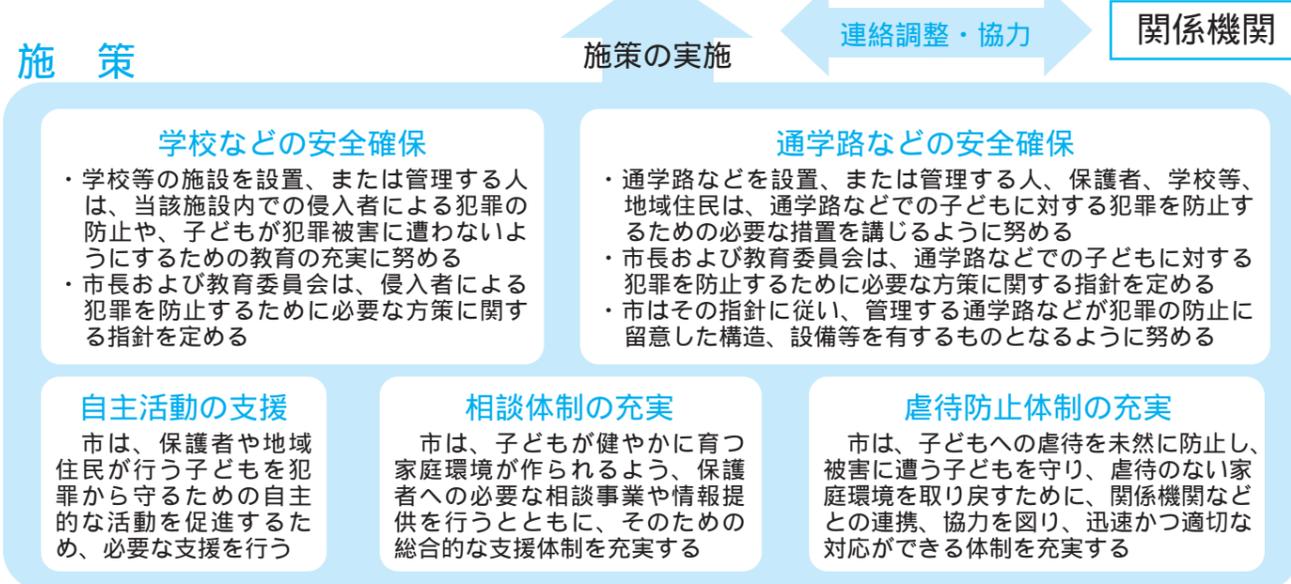
「子どもを犯罪の被害から守る条例要綱案」の概要



基本理念
各主体の協働・連携と活動の推進
自ら判断・行動できる子どもの育成

子どもを犯罪の被害から守る

条例での「子ども」とは、満18歳未満の子をいいます。



この条例は、市、保護者、学校等の「責務」と、地域住民の「役割」を明らかにし、それぞれが連携するなかで、役割に応じた活動を推進することを定めるものです。

また、子どもを犯罪の被害から守るために必要な施策を実施することや、犯罪から身を守ることを自ら判断・行動できる子どもを育てる取り組みを、保護者、地域住民、市、学校等が行うことを推進します。

それぞれ責務と役割を明確にし連携して活動
条例要綱案のポイント

子どもたちは、未来へ希望を託す次代の担い手です。そして、子どもたちが健やかに育つまちをつくることは、私たちの願いであり、地域社会の責務でもあります。

しかし、近年、子どもを巻き込んだ事件が多発し、かけがえない子どもが犯罪の被害に遭っています。また、家庭内においても、親などから虐待を受けるケースが増えてきています。

こうした犯罪から子どもを守るために、保護者はもちろん、地域住民、市、学校等が協力し、早急に取り組むことが求められています。

そこで、市では、すべての市民が一体となって、子どもが犯罪の被害に巻き込まれることのない「安全で安心なまちづくり」を進めるため、「仮称」「長浜市子どもを犯罪の被害から守る条例」要綱案を作成しました。

条例で定める子ども、保護者、地域住民、学校等の定義や、それぞれの責務・役割、施策など



子どもを犯罪の被害から守る条例を作成中